

分権型社会の実現

1 地方分権改革の推進

提案先省庁 内閣官房、内閣府、総務省

提案事項

(1) 地方分権改革の推進

地方公共団体が自己決定・自己責任の下、地域の実情や住民のニーズに応じた施策を展開し、地域の活性化を図るためにも、提案募集方式における地方の要望等を踏まえ、更なる国から地方への事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等を図ること。また、移譲に伴い必要となる財政措置を確実に講じること。

(2) 地方の創意工夫を生かすための仕組みの構築

① 農地転用に係る事務・権限については、農地の確保と総合的なまちづくり・地域産業の活性化の両立を図る観点から、地方公共団体の責任の下、迅速な意思決定が行えるよう、地方に移譲して自治事務とし、国の関与を排除すること。**新規**

② 農地転用に係る事務・権限の移譲に併せ、農業の六次産業化や地域の活性化、まちづくりを推進する観点から、農用地区域からの除外や農地転用に関する規制を大幅に緩和し、地方の自由度を拡大するとともに、移譲のメリットを生かすためにも、農地転用に係る都道府県農業会議の意見聴取の義務付けを廃止すること。**新規**

③ 都道府県を介さずに国が直接中小企業等に交付している補助金については、地域の実情を踏まえた産業振興施策等を充実する観点から、都道府県事業と一体的に実施できるようにするなど、効果的な執行の仕組みを構築すること。**新規**

(3) 道州制の検討

道州制の導入は、国のかたちを変える大改革であるが、これまでの議論では、連邦国家を構成する単位としての州から、国の総合的な出先機関まで、様々な形態が想定されており、国民の关心や議論も十分ではない。

道州制の検討に当たっては、今なぜ道州制なのか、道州制の理念や姿、中央府省の解体再編・国の出先機関廃止、地域間格差の是正の仕組みなどを明確に示した上、国民的な幅広い議論の喚起に努めること。

(提案の理由)

現 状

- 平成26年5月に成立した第4次一括法により、43法律について国から地方への事務・権限の移譲が実現したが、地方が強く求めていた農地転用に係る事務・権限の移譲や、いわゆる「空飛ぶ補助金」の見直しは先送りとなっている。
- 3次にわたる一括法により、975条項について義務付け・枠付けの見直しが行われたが、農地の土地利用に関する規制緩和等は進展していない。
- 与党内で、道州制の導入に向けた議論が行われている。

課題

- 地域産業の振興等を図る上で、農地転用に係る事務・権限の移譲や中小企業支援に係るいわゆる「空飛ぶ補助金」の見直しは不可欠であり、早期の移譲等を実現する必要がある。また、第4次一括法により移譲される事務の円滑な引継ぎや「提案募集方式」、「手挙げ方式」による更なる事務・権限移譲の推進も課題となっている。
- 義務付け・枠付けの見直しでは、地方公共団体からの提案を踏まえ、地方分権改革有識者会議の専門部会等を活用した更なる取組が求められる。また、地域の実情に応じた土地利用を可能とする農用地区域からの除外や農地転用に関する規制緩和等を早期に実現する必要がある。
- 道州制の導入は、国民のコンセンサス形成を前提とすべきであり、まずは、国民的な議論を喚起する取組が求められる。

2 地方税財源の充実強化

提案先省庁	内閣府、総務省、財務省
-------	-------------

提案事項

(1) 地方交付税等の総額確保等

① 地方財政を自主的かつ安定的に運営するため、社会保障関係経費をはじめとした地方の財政需要の増加等による財源不足額を地方財政計画に適切に積み上げること。

なお、地方税収は未だリーマンショック前の水準に回復していないことから、歳出特別枠及び別枠加算などの適切な措置を引き続き講じること。

② 地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置の解消を図るとともに、後年度に財源措置するとした元利償還費について、別枠により交付税措置を講じること。

(提案の理由)

現 状

- 平成26年度の地方財政対策において、通常收支分の地方交付税については、景気回復に伴う地方税収の増もあり、前年度から約0.2兆円減の16.9兆円となったが、社会保障の充実等により、地方の一般財源総額については、前年度を0.6兆円上回る60.4兆円が措置された。
- リーマンショック後の景気後退を受け、緊急的な措置として歳出特別枠及び地方交付税の別枠加算が創設されたが、地域経済は緩やかに回復しているものの、地方税収は未だリーマンショック前の水準に回復していない。
- 臨時財政対策債発行額は依然として高い水準にあり、今後も引き続き多額の発行が見込まれるなど、地方財政制度の構造的な問題は解決していない。

課 題

- 地方分権の推進に伴い、地方の役割が増大する中で、血の滲むような行革に取り組んできたにもかかわらず、地方歳出に対して歳入が絶対的に不足する事態は改善されておらず、地方財政制度の構造的な問題は解決されていない。

提案事項

(2) 社会保障の安定財源確保

- ① 社会保障・税一体改革は、地方単独事業を含めた安定的な社会保障財源を確保し、持続可能な制度を確立するために重要な改革であり、県としても住民理解を促進するため、一層の取組を進める所存であるが、国においても着実に歳入・歳出両面からの改革を進めること。
- ② 地方消費税引上げに伴う増収に見合った地方一般財源総額の確保を図ること。
また、社会保障分野における国と地方の役割分担に応じて、社会保障の充実の在り方を含め、地方と協議を十分に行いながら、社会保障制度の設計を行うこと。

(提案の理由)

現 状

- 消費税率は平成26年4月より8%に引き上げられ、平成27年10月から10%に引き上げることが税制抜本改革法に定められているが、同法附則により、改めて経済状況等を総合的に勘案した検討を行うこととされている。
- 社会保障と税の一体改革については、平成25年12月5日に「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（いわゆるプログラム法）」が成立し、少子化対策、医療、介護等の制度改革を順次進めることとされている。
- この改革は地方にとっても重要な改革であるため、県としても、その意義について住民理解が促進されるよう取り組んでいる。

課 題

- 現行制度のままで推移した場合、社会保障関係経費（地方分）は、毎年度7千億円程度の自然増が見込まれており、地方だけの努力で財源を捻出し、制度を維持することは不可能である。